

1 事業名

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部改正

2 事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、居住地特例について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴うものであり、県内の他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱（県）

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第29号 所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(対象者)

第2条の2 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害児等であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 略

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

エ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ～コ 略

(2) 略

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに

(対象者)

第2条の2 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害児等であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 略

イ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ～ク 略

(2) 略

入所を委託している者

(5)～(13) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(4) 略

(5) 所沢市子ども医療費の助成に関する条例（平成19年条例第2号）により医療費の助成を現に受けている者

(6) 所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年条例第35号）により医療費の助成を現に受けている者

(7) 他の都道府県又は市町村が実施するこの条例又は前2号に規定する条例と同様の医療費の助成制度により医療費の助成を現に受けている者

(3)～(11) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(4) 略